

自然科学研究機構岡崎共通研究施設計算科学研究センター運営委員会規則

平成16年4月1日
岡共規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、自然科学研究機構岡崎共通研究施設計算科学研究センター規則（平成16年岡共規則第13号）第4条第2項の規定に基づき、自然科学研究機構岡崎共通研究施設計算科学研究センター（以下「センター」という。）の運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 センターの教授又は准教授1名
- 三 基礎生物学的研究所、生理学研究所及び分子科学研究所の教授又は准教授各1名
- 四 自然科学研究機構の職員以外の計算科学に関する学識経験者5名

2 前項第3号及び第4号に掲げる委員は、センター担当責任所長が委嘱する。

(任期)

第3条 前条第1項第3号及び第4号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(センター担当責任所長の責務)

第6条 センター担当責任所長は、必要に応じて運営委員会に陪席するものとする。

2 センター担当責任所長は、必要に応じて運営委員会の決定事項を岡崎3機関所長会議に報告するものとする。

3 特に重要な事項については、センター担当責任所長が岡崎3機関所長会議に付議するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 運営委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 運営委員会の庶務は、岡崎統合事務センター総務課において処理する。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則施行後、第2条第1項第3号及び第4号に係る最初の委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。